

別表 1

設 計 図 書 等 の 作 成 要 領

番号	図書の名称	縮 尺	明 示 す べ き 事 項	備 考
1	案 内 図	1/25,000以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 方位 ・ 地形 ・ 開発区域の位置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 富士市において発行している地形図を使用
2	開発区域 位置図	1/2,500以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 方位 ・ 開発区域の境界（赤線で囲む） ・ 市界、開発区域周辺の町名、字界、用途地域界等 ・ 開発区域周辺の主要な道路及び交通機関の位置及び名称 ・ 放流ルート、放流先河川の位置及び名称 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 富士市において発行している地形図を使用
3	現 況 図	1/500以上 ただし、開発面積が20ha以上のものは、1/2,500以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 方位 ・ 開発区域の境界 ・ 建築物及び既存擁壁等の工作物の位置及び形状 ・ 開発区域内及び開発区域周辺の道路、公園、緑地、広場、河川、水路、取水施設その他の公共施設並びに官公署、文教施設その他の公益的施設の位置及び形状 ・ 道路の幅員、道路交差点の地盤高、河川又は水路の幅員 ・ 政令第28条の2第1号に規定する樹木及び樹木の集団の位置 ・ 政令第28条の2第2号に規定する切土又は盛土を行う部分の表土の位置 	<ul style="list-style-type: none"> 1ha以上のもののみ 1ha以上のもののみ
4	公 図 写	公図のとおり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 方位 ・ 土地の地番 ・ 字及び小字 ・ 開発区域の境界 ・ 開発区域外で開発行為に関する工事がある場合 その土地の位置 ・ 開発区域に接する土地の所有者及び地目 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開発区域周辺も適宜表示すること ・ 公共用地は次により うすく着色すること 公 道＝赤 水 路＝青 堤塘敷＝うす黒
5	土 地 利 用 計 画 図	1/500以上 ただし、開発面積が20ha以上のものは、1/1,000以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 方位 ・ 開発区域及び工区の境界 ・ 主要構造物の高さ ・ 公園、緑地、広場の位置、形状、面積、出入口及び柵又は堀の位置 ・ 開発区域内外の道路の位置、形状及び幅員 ・ 表面水の流れの方向 ・ 排水施設の位置、形状及び流れの方向 ・ 都市計画施設又は地区計画に定められた施設の位置、形状及び名称 ・ 防火水利の位置及び形状 ・ 工作物の確認済擁壁等の位置 	

			<ul style="list-style-type: none"> 調整池の位置及び形状、面積、調整容量 (多目的利用の場合にあっては、専用部分と多目的利用部分の区分) 河川その他公共施設の位置及び形状 予定建築物等の用途、規模、構造、形状及び面積 緩衝緑地等の位置、樹種、形状及び幅員 法面(がけを含む)の位置及び形状、勾配 擁壁の位置、種類及び高さ 	
6	造成計画平面図	1/500以上 ただし、開発面積が20ha以上のものは、1/1,000以上	<ul style="list-style-type: none"> 土地利用計画図に次の事項を明示する。 切土又は盛土をする部分。 造成計画断面図、がけの断面図及び擁壁の断面に表示する断面の位置 	<ul style="list-style-type: none"> 切土又は盛土をする土地の部分は次により着色すること。 切土=黄 盛土=赤
7	造成計画断面図	1/500以上 ただし、開発面積が20ha以上のものは、1/1,000以上	<ul style="list-style-type: none"> 開発区域及び工区の境界 切土又は盛土をする前後の地盤高 計画地盤高 緑地の部分断面図 	<ul style="list-style-type: none"> 切土又は盛土をする土地の部分は次により着色すること。 切土=黄 盛土=赤
8	排水施設計画平面図	1/500以上	<ul style="list-style-type: none"> 開発区域及び工区の境界 排水区域の区域界 調整池の位置及び形状 道路側溝その他の排水施設の位置、形状及び種類 排水管の勾配及び管径 人孔の位置及び人孔間距離 水の流れの方向 吐口の位置 放流先河川又は水路の名称、位置及び形状 予定建築物等の位置、形状及び計画高 道路、公園その他公共施設等の敷地の計画高 法面(がけを含む)又は擁壁の位置、形状、及び計画高 	
9	給水施設計画平面図	1/500以上	<ul style="list-style-type: none"> 開発区域及び工区の境界 給水施設の位置、形状、内のり寸法 取水方法 消火栓の位置 予定建築物等の位置、形状及び計画高 	<ul style="list-style-type: none"> 自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為にあっては不要
10	がけの断面図	1/50以上	<ul style="list-style-type: none"> がけの高さ、勾配及び土質(土質の種類が2以上である時は、それぞれの土質及び地質の厚さ) 切土又は盛土をする前後の地盤面 小段の位置及び幅 石張、芝張、モルタルの吹付け等のがけ面の保護の方法 	
11	擁壁の断面図	1/50以上	<ul style="list-style-type: none"> 擁壁の材料の種類、寸法、及び勾配 裏込めコンクリートの寸法 透水層の位置及び寸法 擁壁を設置する前後の地盤面 	

			<ul style="list-style-type: none"> ・基礎地盤の土質並びに基礎杭の位置、材料及び寸法 ・鉄筋の位置及び径 ・水抜き穴の材料、寸法及び位置 	<ul style="list-style-type: none"> ・配筋図を含む
12	求積図	1/500以上 ただし、開発面積が20ha以上のものは、1/1,000以上	<ul style="list-style-type: none"> ・開発区域の求積 	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地求積図を含む
13	防災工事計画平面図	1/500以上 ただし、開発面積が20ha以上のものは、1/1,000以上	<ul style="list-style-type: none"> ・方位 ・開発区域及び工区の境界 ・標高差を示す等高線 ・計画道路線 ・防災施設の位置、形状、寸法及び種類 ・段切位置 ・表土除去位置 ・ヘドロ除去位置、除去深さ ・工事中のうすい排水経路、材質及び寸法 ・防災工事の設置時期及び期間 	<ul style="list-style-type: none"> ・開発地が山地で大規模な開発の場合に作成すること
14	防災施設構造図	1/250以上	<ul style="list-style-type: none"> ・調整池、砂防ダムその他の防災施設の構造 	
15	緑地関係図 (平面図) (求積図) (断面図)	1/250以上	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地の面積、樹種、植栽方法を明示 	
16	構造計算書		<ul style="list-style-type: none"> ・鉄筋コンクリート擁壁、重力式コンクリート擁壁その他の構造物の構造計算 	
17	安定計算書		<ul style="list-style-type: none"> ・擁壁で保護しないがけの安定計算等 	
18	水理計算書		<ul style="list-style-type: none"> ・放流先河川又は水路の流下能力 ・開発区域内排水施設の排水能力 ・調整池の容量、放流口及び余水吐の断面等 	
19	土地調査書及び地盤改良計算図書		<ul style="list-style-type: none"> ・土質の状況 ・地盤改良の計算 	<ul style="list-style-type: none"> ・軟弱地盤等を含む場合に添付すること
20	予定建築物面	1/250以上	<ul style="list-style-type: none"> ・各階平面図、立面図 	
21	その他構造詳細図	1/250以上	<ul style="list-style-type: none"> ・橋梁、下水道、調整池等排水施設、 	
22	現況写真	手札判程度	<ul style="list-style-type: none"> ・現況図に撮影位置を明示する ・2方向以上 	

23	その他市長が必要と認める図書	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設新旧対照図 法第32条同意・協議書の内容が、現況図、公図写及び土地利用計画図によって容易に把握されない場合には添付すること。 ・道路縦断面図、道路横断面図、公園計画平面図、標準道路横断面図、下水道縦断面図等 ・その他審査上特に必要と認める図書 	
----	----------------	---	--

注意事項

- 1 申請書はA4判に製本すること。
- 2 設計図には、これを作成した者がその氏名を記載すること。
- 3 設計図書の内併記可能なものは、別葉としなくてもよい（この場合には、2種類程度を限度とする。）。逆に、一葉の図面に明示すべき事項全てを表記することが困難であるばあいには、別葉としてもよい。
- 4 上記に掲げる縮尺によることが不相当である場合は、適宜縮尺を定めること。
- 5 法第32条協議（構造協議のみ）により設置した公共施設（道路等）で、市に帰属されない施設がある場合、土地利用計画図にその位置を表示すること。
- 6 設計図書に用いる凡例は、付表に掲げるところによることとし、用いた凡例を各図面に表示すること。